

# 公示

災害時における富士砂防事務所管内の災害応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質調査等)に関する協定の締結について

次のとおり公示します。

令和8年2月17日

国土交通省中部地方整備局  
富士砂防事務所長 光永 健男

## 1. 協定の概要等

### (1) 協定の目的

本協定は、地震・豪雨等の異常な自然現象または大規模な事故等による被害(以下、「災害」という。)が発生、又は発生する恐れがある場合に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### (2) 業務の実施区域

富士砂防事務所管内の山梨県側の区域を原則とする。(別図(災害時協定締結区域))

ただし、上記区域外において、大規模災害時に富士砂防事務所が対応する区域が生じた場合には、その区域を含むこととする。

(3) 協定期間 令和8年4月1日(予定) ~ 令和11年3月31日

### (4) 業務請負契約

協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定及び関係法令等に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

## 2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。また、業務実施内容は、本協定締結業者が実施可能な範囲とする。

区分	内容	協定締結者 予定数
区分 (1)	【地上測量関係(UAV含む)】 基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、地形測量、UA Vによる公共測量、降灰量調査、浸透能調査 等	10社程度
区分 (2)	【航空測量関係(UA V含む)】 空中写真測量・航空レーザ測量、UA Vによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による画像収集・画像加工及び解析 等	10社程度
区分 (3)	【設計・観測・調査検討関係】 調査・計画、基本(予備・概略)設計、実施(詳細)設計、土石流等の氾濫シミュレーション、UA Vによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討、降灰量調査、浸透能調査 等	10社程度
区分 (4)	【地質調査関係】 機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査 等	10社程度

### 3. 資格要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 協定の締結区分(1)・(2)については測量業務、区分(3)については土木関係建設コンサルタント業務、区分(4)については地質調査業務による中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④ 協定参加資格確認申請書の提出期限日から協定書交付(協定締結者通知日)までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に關し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 設計共同体については、本協定の対象としない。

#### (2) 申請書提出者の業務実績に関する要件

協定参加資格確認申請書(以下、「申請書」という。)の提出者は、平成27年度以降公示日までに完了した以下に示す同種業務において、1件以上の実績を有していること。

同種業務実績とは受注した砂防事業関連業務のうち、協定の締結区分毎に次に示した業務とする。

##### 区分(1):【地上測量関係(UAV 含む)】

基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、地形測量、UAVによる公共測量に関する業務で、外業を含まないものについては、実績として認めない。

##### 区分(2):【航空測量関係(UAV)含む】

空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による画像収集・画像加工及び解析に関する業務で、貸与された空中写真測量又は航空レーザ測量のデータ等を用いて地形変状計測を行った業務は、業務実績として認めない。

##### 区分(3):【設計・観測・調査検討関係】

調査・計画、基本(予備・概略)設計、実施(詳細)設計、土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務。

##### 区分(4):【地質調査関係】

機械ボーリング、総合解析に関する業務について、総合解析のみの業務で、機械ボーリングを含まないものについては、業務実績として認めない。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。

業務実績が、設計共同体で受注した実績の場合は、申請書提出者の分担業務の実績を業務実績として認める。

国土交通省(本省)の部局が発注する業務については、建設コンサルタント業務ではないが、業務内容を確認し実績として認める。

ただし、以下の業務は実績として認められない。

①実績として確認できない業務

(ア)一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」(以下「テクリス」という。)に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で実績として確認できない業務。

(イ)5.(6)により、業務実績を証明するために添付した書類において実績として確認できない業務。

②再委託による業務。

③国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。ただし、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務で「テクリス」に登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。

④業務の実績が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づき成績評定が行われ、業務評定が60点未満の業務。

(3)申請書提出者の地理的条件に関する要件

①協定の締結区分(1)については、本店が山梨県内に所在、協定の締結区分(2)・(3)については、地域要件無し、協定の締結区分(4)については、本店が中部地方整備局管内又は山梨県内に所在すること。

なお、本店については、認定を受けている一般競争(指名競争)参加資格の別により以下の通りとする。

②測量(区分(1)が対象)

「本店」とは、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)の申請書「様式①-1」に記載された本社(店)をいう。

③地質調査(区分(4)が対象)

「本店」とは、中部地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等業務)の申請書「様式①-1」に記載された本社(店)をいう。

(4)配置予定技術者の資格に関する要件

本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

なお、配置予定技術者が当該活動を実施出来ない場合には、各区分に求める資格と同等の資格を持った技術者により当該活動を実施出来るものとする。

①配置予定技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

【区分(1)・(2)】

(ア)測量士

【区分(3)】

(ア)技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)

(イ)博士

(ウ)国土交通省登録技術者資格<sup>※1</sup>(施設分野等:砂防、業務:計画・調査・設計又は施設分野等:急傾斜地崩壊地等対策、業務:計画・調査・設計)

(エ)RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)<sup>※2</sup>(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)

(オ)土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)

(カ)関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者<sup>※3</sup>

#### 【区分(4)】

- (ア)技術士(総合技術監理部門(建設ー土質及び基礎)又は建設部門(土質及び基礎))  
　　技術士(総合技術監理部門(応用理学ー地質)又は応用理学部門(地質))
- (イ)博士
- (ウ)国土交通省登録技術者資格<sup>※1</sup>(施設分野等:地質・土質ー業務:調査)
- (エ)RCCM<sup>※2</sup>(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)
- (オ)土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)(国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く)
- (カ)関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者<sup>※3</sup>

<sup>※1</sup>「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL:[http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)

なお、公示日時点で登録されている国土交通省登録技術者資格を評価の対象とし、管理技術者が「知識・技術を求める者」として設定されている場合に配置予定技術者に対し、国土交通省登録技術者資格を保有する者の参加を認める。

<sup>※2</sup> RCCM 資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。

<sup>※3</sup> 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

- ② 区分(3)・(4)について、外国資格を有する技術者(我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(不動産・建設経済局建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書を提出することができるが、この場合、申請書の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が協定締結をするためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

#### (5)配置予定技術者の業務実績に関する要件

配置予定技術者は、平成27年度以降公示日までに完了した以下に示す同種業務において、管理技術者又は担当技術者として従事した1件以上の実績を有していること。

同種業務実績とは受注した砂防事業関連業務のうち、協定の締結区分毎に次に示した業務とする。

##### i 区分(1):【地上測量関係(UAV 含む)】

基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、地形測量、UAVによる公共測量に関する業務で、外業を含まないものについては、実績として認めない。

##### ii 区分(2):【航空測量関係(UAV)含む】

空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による画像収集、画像加工及び解析に関する業務で、貸与された空中写真測量又は航空レーザ測量のデータ等を用いて地形変状計測を行った業務は、業務実績として認めない。

##### iii 区分(3):【設計・観測・調査検討関係】

調査・計画、基本(予備・概略)設計、実施(詳細)設計、土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討に関する業務。

##### iv 区分(4):【地質調査関係】

機械ボーリング、総合解析に関する業務で、総合解析のみの業務で、機械ボーリングを含まないものについては、業務実績として認めない。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価し、業務実績として認める。

業務実績が、設計共同体で受注した実績の場合は、申請書提出者の分担業務の実績を業務実績として認める。

国土交通省(本省)の部局が発注する業務については、建設コンサルタント業務ではないが、業務内容を確認し実績として認める

受注者・発注者の立場で行った請負業務の実績(発注者の立場で行った請負業務の実績とは、地方整備局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上の立場で発注業務のマネジメント経験をした実績をいう。)の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務も業務実績として認める。

ただし以下の業務は実績として認められない。

① 実績として確認できない業務

(ア)「テクリス」に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で実績として確認できない業務。

(イ)5. (6)により、業務実績を証明するために添付した書類において実績として確認できない業務。

② 再委託による業務実績、照査技術者として従事した業務実績。

③ 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。ただし、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務で「テクリス」に登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。

④ 業務の実績が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づき成績評定が行われ、業務評定が60点未満の業務。

(6)配置予定技術者の恒常的雇用関係に関する要件

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

#### 4. 協定締結者選定基準

(1)配置予定技術者の業務経験

記載は区分毎に最大5名(1名毎1件)までとする。

評価点数は、個々の実績評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。(最大50点)

i 区分(1):【地上測量関係(UAV含む)】

基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、地形測量、UAVによる公共測量に関する業務で、現地測量を含まないものについては、実績として認めない。

ii 区分(2):【航空測量関係(UAV含む)】

空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による画像収集・画像加工及び解析に関する業務で、貸与された空中写真測量又は航空レーザ測量のデータ等を用いて地形変状計測を行った業務は、業務実績として認めない。

iii 区分(3):【設計・観測・調査検討関係】

調査・計画、基本(予備・概略)設計、実施(詳細)設計、土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討に関する業務。

iv 区分(4):【地質調査関係】

機械ボーリング、総合解析に関する業務で、総合解析のみの業務で、機械ボーリングを含まないものについては、業務実績として認めない。

## (2)申請書提出者の地域精通度

申請書提出者の業務経験について、平成27年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務のうち、協定の締結区分(1)、区分(2)、区分(3)、区分(4)毎に地域精通度を評価する。

- ・区分(1)の場合、基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、地形測量、UAVによる公共測量に関する業務実績において、
  - i 富士砂防事務所管内の山梨県側における業務実績
  - ii 山梨県内における業務実績
  - iii 中部地方整備局管内における業務実績
  - iv その他
- ・区分(2)の場合、空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による画像収集・画像加工及び解析に関する業務実績において、
  - i 富士砂防事務所管内の山梨県側における業務実績
  - ii 山梨県内における業務実績
  - iii 中部地方整備局管内における業務実績
  - iv その他
- ・区分(3)の場合、調査・検討、基本(予備・概略)設計、実施(詳細)設計、土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討に関する業務実績において、
  - i 富士砂防事務所管内の山梨県側における業務実績
  - ii 山梨県内における業務実績
  - iii 中部地方整備局管内における業務実績
  - iv その他
- ・区分(4)の場合、機械ボーリング、総合解析に関する業務実績において、
  - i 富士砂防事務所管内の山梨県側における業務実績
  - ii 山梨県内における業務実績
  - iii 中部地方整備局管内における業務実績
  - iv その他

※評価点数は、個々の実績評価点数として計算する。(最大10点)

## (3)配置予定技術者の地域精通度

配置予定技術者の業務経験について、平成27年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務のうち、協定の締結区分(1)、区分(2)、区分(3)、区分(4)毎に地域精通度を評価する。

- ・区分(1)の場合、基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、地形測量、UAVによる公共測量に関する業務実績において、
  - i 富士砂防事務所管内の山梨県側における業務実績
  - ii 山梨県内における業務実績
  - iii 中部地方整備局管内における業務実績
  - iv その他
- ・区分(2)の場合、空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による画像収集・画像加工及び解析に関する業務実績において、
  - i 富士砂防事務所管内の山梨県側における業務実績
  - ii 山梨県内における業務実績
  - iii 中部地方整備局管内における業務実績

- iv その他
  - ・区分(3)の場合、調査・計画、基本(予備・概略)設計、実施(詳細)設計、土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務実績において、
    - i 富士砂防事務所管内の山梨県側における業務実績
    - ii 山梨県内における業務実績
    - iii 中部地方整備局管内における業務実績
    - iv その他
  - ・区分(4)の場合、機械ボーリング、総合解析に関する業務実績において、
    - i 富士砂防事務所管内の山梨県側における業務実績
    - ii 山梨県内における業務実績
    - iii 中部地方整備局管内における業務実績
    - iv その他
- ※ 評価点数は、個々の実績評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。(最大50点)

## 5. 手続き等

- (1) 本協定締結申請者は、3. に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出すること。  
なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 申請書類

- ① 申請書 様式－1
- ② 調査票 様式－2～5

(3) 書類配布

申請書類は下記の富士砂防事務所ホームページからダウンロードすること。  
(<https://www.cbr.mlit.go.jp/fujisabo/>)  
交付期間は令和8年2月17日(火)から令和8年3月6日(金)までとする。

(4) 申請書類の作成

申請書類は次に従い提出するものとする。

① 作成方法

- (ア) 配布された様式(様式－1～様式－5)を基に作成を行うものとし、文字サイズは10 ポイント以上とする。

(イ) 電子データで提出する場合

- a) PDF ファイル形式に限る。また、ウィルス対策を実施した上で提出すること。
- b) 申請書類は、全てを一つのファイル(ファイル容量5MB以内)にまとめて(2つ以上のファイルは認めない。)電子メールで提出すること(着信確認をすること)。但し、圧縮することにより5MB以内に収まる場合は、ZIP 形式又はLZH 形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して電子メールで提出することを認める。
- c) ファイル容量5MBを超える場合は申請書類を郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)により提出期限までに提出すること。
- d) 提出方法は5. (5)を参照。

(ウ) 協定参加資格確認申請書の押印は、郵送での提出であれば押印したものを持出し、電子メールの場合には押印した申請書表紙を PDF にして提出すること。

(エ) 提出された申請書の印刷は白黒で行う。

## (5) 申請書類の提出

### ① 提出方法

持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メール(メール送信後、着信確認をすること。)のいずれかによるものとする。郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

### ② 提出期限

提出期限は令和8年3月6日(金)16時00分まで

### ③ 提出場所

〒418-0004 静岡県富士宮市三園平1100

国土交通省 中部地方整備局富士砂防事務所 総務課

TEL 0544-27-5221

FAX 0544-27-8759

電子メール cbr-fuji-soumu1@mlit.go.jp

## (6) 同種の実績として記載した業務が、「テクリス」に登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、同種の実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はないが、「テクリス」に登録されている内容だけでは、同種の実績として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。

また、「テクリス」に登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容が同種にあたることを確認できる書類(契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し)を添付すること。

なお、同種の実績として記載した業務が、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務(農業、漁港、港湾空港関係を除く)の場合は、業務成績評定点及び技術者評定点を確認できる書類(委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し)を添付すること。

## (7) その他

- ① 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 富士砂防事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

### (ア) 提出方法

持参または電子メール(メール送信後、着信確認をすること。)によるものとする。

### (イ) 質問受付期間

令和8年2月17日(火)から令和8年2月26日(木)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時00分から16時00分までとする。

### (ウ) 提出場所

上記5. (5)③に同じ。

- ⑥ 質問の回答は、令和8年3月4日(水)までに、富士砂防事務所公式ウェブサイトにて行う。  
(<https://www.cbr.mlit.go.jp/fujisabo/>)

- ⑦ 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

## 6. 評価に関する事項

### (1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により3. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、資料について評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

## (2)評価の方法

別表-1に記した評価項目を一覧表で示す。

区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は110点とする。

※ 分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

## 7. 締結通知

「災害時における富士砂防事務所管内の災害応急対策業務(測量・設計・観測・調査検討・地質調査等)に関する協定」の締結についての合否結果等は、令和8年3月24日(火)までに申請書提出者に通知する。

災害時における富士砂防事務所管内の災害応急対策業務（測量・設計・観測・調査検討・地質調査等）に関する協定【評価表】

区分(1):【地上測量関係(UAV含む)】 基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、地形測量、UAVによる公共測量、 降灰量調査、浸透能調査 等					
区分(2):【航空測量関係(UAV含む)】 空中写真測量・航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、 人工衛星による画像収集・画像加工及び解析 等					
区分(3):【設計・観測・調査検討関係】 調査・計画、基本(予備・概略)設計、実施(詳細)設計、土石流等の氾濫シミュレーション、 UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討、降灰量調査、浸透能調査 等					
区分(4):【地質調査関係】 機械ボーリング、総合解析、降灰量調査、浸透能調査 等					
		評価の着眼点	評価基準		
同種業務経験	配置予定技術者の業務経験	平成27年度以降公示日までに完了した業務実績の有無について評価する。 (様式一3) ※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の実績評価点数(最大10点)×件数 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は欠格とする。 (最大5名×1件=5件)として計算する。 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は欠格とする。 ※区分(1)において、外業を含まないものについては、実績として認めない。 ※区分(2)において、貸与された空中写真測量又は航空レーザ測量のデータ等を用いて地形変状計測を行った業務は、業務実績として認めない。 ※区分(4)において、総合解析のみの業務で、機械ボーリングを含まないものについては、業務実績として認めない。	<p>① 受注した砂防事業関連の業務で、下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分(1): 基準点測量、水準測量、路線測量、河川測量、現地測量、UAVによる公共測量に関する業務</li> <li>・区分(2): 空中写真測量、航空レーザ測量、UAVによる公共測量等による地形変状計測、人工衛星による画像収集、画像加工及び解析等に関する業務</li> <li>・区分(3): 調査・計画、基本(予備・概略)設計、実施(詳細)設計、土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討に関する業務</li> <li>・区分(4): 機械ボーリング、総合解析に関する業務</li> </ul>	最大50点	
		② 上記以外の場合	欠格		
地域精通度	申請書提出者の地域精通度	平成27年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 (様式一2) ※記載は各区分毎、1件とする。 ※点数は、個々の評価点数として計算する。(最大10点)	<p>① 富士砂防事務所管内の山梨県側における業務実績がある。</p> <p>② 山梨県内における業務実績がある。</p> <p>③ 中部地方整備局管内における業務実績がある。</p> <p>④ その他</p>	最大10点	
	配置予定技術者の地域精通度	平成27年度以降公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 (様式一3) ※記載は各区分毎、1名毎に1件とする。 ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の評価点数(最大10点)×件数(最大5名×1件=5件)として計算する。	<p>① 富士砂防事務所管内の山梨県側における業務実績がある。</p> <p>② 山梨県内における業務実績がある。</p> <p>③ 中部地方整備局管内における業務実績がある。</p> <p>④ その他</p>		
	評価点	計			最高110点

評価基準は①>②>③>④とする。

別図

